

令和4年10月28日
山口県報号外第41号別冊

山口県人事行政の運営等の状況

令和4年10月

山口県

〈 目 次 〉

I 山口県人事行政の運営の状況

1	職員の任免及び職員数等の状況	1
(1)	採用・退職等の状況	1
(2)	職員数の状況	2
2	人事評価の状況	4
(1)	人事評価の状況	4
3	給与等の状況	6
(1)	総括	6
(2)	職員の平均給与月額、初任給等の状況	7
(3)	一般行政職の級別職員数等の状況	9
(4)	職員の手当の状況	11
(5)	特別職の報酬等の状況	16
(6)	公営企業職員の状況	16
4	勤務時間その他の勤務条件	23
(1)	一般職員の勤務時間	23
(2)	年次有給休暇	23
(3)	特別休暇等	23
(4)	介護休暇	23
(5)	介護時間	24
(6)	子育て支援部分休暇	24
5	職員の休業の状況	25
(1)	自己啓発等休業	25
(2)	育児休業等	25
(3)	配偶者同行休業	25

6	分限及び懲戒処分の状況	26
	(1) 分限処分者数	26
	(2) 懲戒処分者数	26
7	サービスの状況	27
	(1) 職務に専念する義務の免除	27
	(2) 営利企業等への従事許可	27
8	退職管理の状況	28
	(1) 再就職に関する規制等	28
	(2) 退職者の再就職の状況	28
9	職員の研修の状況	31
	(1) 研修の状況	31
10	職員の福祉及び利益の保護の状況	33
	(1) 保健の状況	33
	(2) 福利厚生	33
	(3) 公務災害補償	34
11	特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況	35
	(1) 知事部局等	35
	(2) 教育委員会	36
	(3) 警察本部	37

II 山口県人事委員会の業務の状況

1	職員の競争試験及び選考の状況	38
	(1) 職員の競争試験の状況	38
	(2) 選考の状況	39

2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 報告及び勧告の状況……………	40
3	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 措置の要求の状況……………	44
4	職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況……………	44

I 山口県人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数等の状況

(1) 採用・退職等の状況（令和3年度）

ア 採用

区分	試験					採用選考	計
	大卒程度	短卒程度	高卒程度	保健師 看護師等	警察官		
一般行政職等	111人		41人	8人		18人	178人
医療職						5人	5人
教育職						411人	411人
警察職					115人	31人	146人
技能労務職							
計	111人		41人	8人	115人	465人	740人

(注) 一般行政職等: 下記以外の給料表適用者
 医療職: 医療職給料表適用者
 教育職: 教育職給料表適用者
 警察職: 公安職給料表適用者
 技能労務職: 現業職給料表適用者
 (以下、退職、再任用も区分は同様の区分)

イ 退職

区分	定年退職	応募認定等退職	普通退職	その他	計
一般行政職等	142人	21人	42人	8人	213人
医療職	1人		1人	0人	2人
教育職	482人	70人	57人	6人	615人
警察職	69人	10人	23人	1人	103人
技能労務職					
計	694人	101人	123人	15人	933人

ウ 再任用

区分	再任用(常勤勤務)		再任用(短時間勤務)	
		更新		更新
一般行政職等	176人	132人	35人	29人
医療職	1人	1人		
教育職	594人	388人	118人	83人
警察職	44人	28人		
技能労務職	2人	2人		
計	817人	551人	153人	112人

(2) 職員数の状況

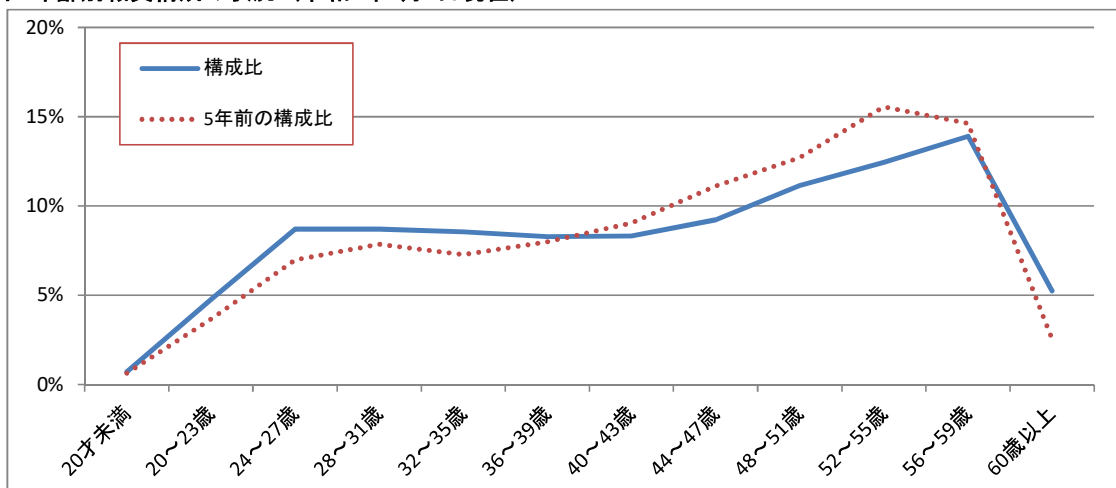
ア 部門別職員数の状況及び主な増減理由（各年度4月1日現在）

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和3年度	令和4年度		
一般行政	議 会	31人	32人	1人	欠員補充による増員
	総務企画	571人	581人	10人	事業量の増加による増員
	税 務	208人	210人	2人	欠員補充による増員
	民 生	272人	277人	5人	児童相談所体制強化による増員
	衛 生	538人	557人	19人	コロナ対応による増員
	労 働	68人	66人	△2人	体制見直しによる減員
	農林水産	914人	906人	△8人	体制見直しによる減員
	商 工	134人	137人	3人	事業量の増加による増員
	土 木	804人	800人	△4人	体制見直しによる減員
	小 計	3,540人	3,566人	26人	
特別行政	教育部門	11,146人	10,953人	△193人	児童生徒数の減少による減員
	警察部門	3,559人	3,561人	2人	事業量の増加による増員
	小 計	14,705人	14,514人	△191人	
公営企業等 会計	企 業	119人	119人	0人	
	その他	35人	40人	5人	事業量の増加による増員
	小 計	154人	159人	5人	
合 計		18,399人 [20,579人]	18,239人 [20,521人]	△160人 [△58人]	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、退職者、派遣者等を含みます。

2 []内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	130人	868人	1,589人	1,588人	1,561人	1,511人	1,516人	1,682人	2,034人	2,268人	2,536人	956人	18,239人

ウ 職員数の推移

(各年4月1日現在)

区分 部門別	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	3,653 人	3,578 人	3,526 人	3,515 人	3,540 人	3,566 人	△ 87 人 (△2.4%)
教育	11,656 人	11,494 人	11,386 人	11,225 人	11,146 人	10,953 人	△ 703 人 (△6.0%)
警察	3,559 人	3,573 人	3,561 人	3,552 人	3,559 人	3,561 人	2 人 (0.1%)
普通会計 計	18,868 人	18,645 人	18,473 人	18,292 人	18,245 人	18,080 人	△ 788 人 (△4.2%)
公営企業等会計	149 人	150 人	151 人	151 人	154 人	159 人	10 人 (6.7%)
計	19,017 人	18,795 人	18,624 人	18,443 人	18,399 人	18,239 人	△ 778 人 (△4.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 人事評価の状況

(1) 人事評価の状況

職員の意欲・士気の高揚や能力向上を図ることを目的に、職員の昇任・異動等に当たっての参考資料として活用するため、「能力評価」と「実績評価」で構成する人事評価制度を導入しています。人事評価の結果は、昇給や勤勉手当の成績率に反映する他、職員の昇任・異動等に当たっての参考資料として活用しています。

ア 知事部局等

種別	管理職員	一般職員
能力評価 (Aa~Ccの 9段階評価)	<p>【目的】 職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を把握し、的確な評価と指導・助言を行うことにより、中長期的な人材育成や適切な人事配置等に資すること。</p> <p>【評価の内容】 「知識・技能」や「企画・立案力」等10項目について、各職位別に定める一定の基準に照らして、能力の水準を評価する。</p> <p>〔評価期間: 暦年(1月~12月)、評価基準日: 9月1日〕</p> <p>【評価者】 該当職員の上位級職員</p>	
実績評価 (S~Dの 5段階評価)	<p>【目的】 組織の重要課題を踏まえた目標を設定し、その達成度等を評価することにより、管理職員の成果責任の明確化と効果的な組織マネジメントに資すること。</p>	<p>【目的】 客観的な業務実績や執務態度を評価することにより、職員の職務に対する意欲の向上や中長期的な人材育成等に資すること。</p>
	<p>【評価の内容】 年度当初に目標を設定し、評価期間中に挙げた実績を、その達成度により評価する。</p> <p>〔評価期間: 年度(4月~3月)〕 〔評価基準日: 2月1日〕</p>	<p>【評価の内容】 評価期間中における業務実績等について、評価基準に照らし評価する。 半期に一度、年2回評価を実施。</p> <p>〔評価期間: 半年(4月~9月、10月~3月)〕 〔評価基準日: 9月1日、2月1日〕</p>
	<p>【評価者】 該当職員の上位級職員</p>	

イ 教育委員会

種別	管理職員	一般職員
能力評価 (Aa~Ccの 9段階評価)	<p>【目的】 職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を把握し、的確な評価と指導・助言を行うことにより、中長期的な人材育成や適切な人事配置等に資すること。</p> <p>【評価の内容】 「知識・技能」や「企画・立案力」等10項目について、各職位別に定める一定の基準に照らして、能力の水準を評価する。</p> <p>〔評価期間: 暦年(1月~12月)、評価基準日: 9月1日〕</p> <p>【評価者】 該当職員の上位級職員</p>	
実績評価 (S~Dの 5段階評価)	<p>【目的】 組織の重要課題を踏まえた目標を設定し、その達成度等を評価することにより、管理職員の成果責任の明確化と効果的な組織マネジメントに資すること。</p>	<p>【目的】 客観的な業務実績や執務態度を評価することにより、職員の職務に対する意欲の向上や中長期的な人材育成等に資すること。</p>
	<p>【評価の内容】 年度当初に目標を設定し、評価期間中に挙げた実績を、その達成度により評価する。</p> <p>〔評価期間: 年度(4月~3月)〕 〔評価基準日: 2月1日〕</p>	<p>【評価の内容】 評価期間中における業務実績等について、評価基準に照らし評価する。 半期に一度、年2回評価を実施。</p> <p>〔評価期間: 半年(4月~9月、10月~3月)〕 〔評価基準日: 9月1日、2月1日〕</p>
	<p>【評価者】 該当職員の上位級職員</p>	

ウ 警察本部

平成29年1月1日から新たな人事評価制度を導入し、3つの評価により職員一人一人を評価しています。

■ 3つの評価

能力評価	職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価
業績評価	職務を遂行するに当たり挙げた業績を評価
総合評価	能力評価及び業績評価の結果に基づき総合的に評価

3 給与等の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
3年度	1,323,908	735,504,502	27,435,007	170,614,516	23.2	23.9

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
3年度	18,245	78,541,469	13,956,467	29,629,290	122,127,226	6,694

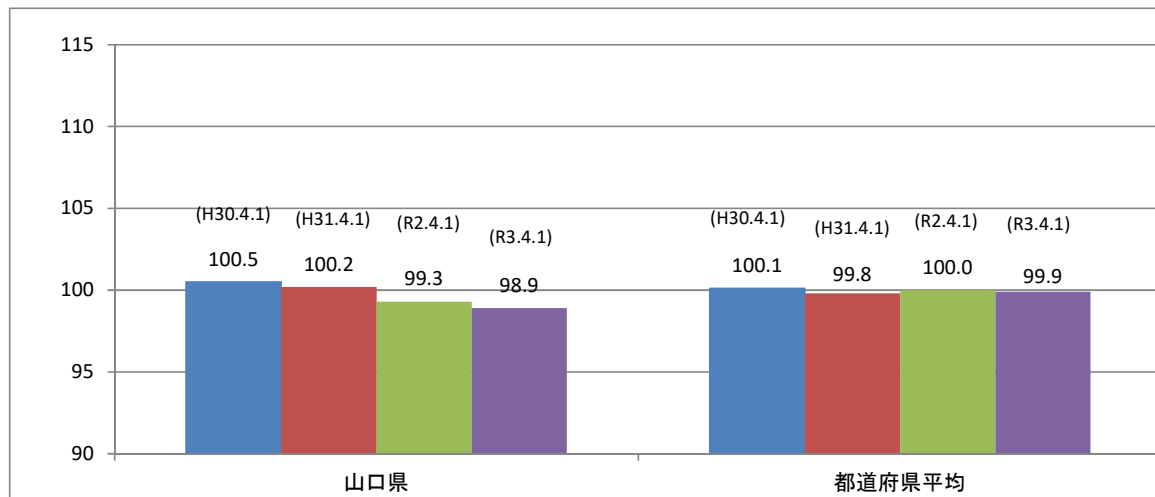
- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含んでいません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

ウ 給与等の減額措置の状況

(本県独自の取組)

対象者	減額の割合	期間
知事	給料月額10%	平成26年4月1日～令和5年3月31日
副知事、公営企業管理者、教育長、常勤の監査委員	給料月額5%	平成26年4月1日～令和5年3月31日

エ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

※ 令和3年4月1日のラスパイレ指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

オ 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %		
3年度	361,033	360,922	111 (0.03%)	0.00	0.00	0.00

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレ比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A 月	公務員の 支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
3年度	4.31	4.45	△ 0.14	△ 0.15	4.30	4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

カ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層は据置き、高齢層は最大4%程度の引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準(周南市3%)に対し、県内に在勤する職員に対して0.15%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。給与制度の総合的見直しによるものではなく、平成27年度の人事委員会勧告に基づくものであり、平成27年4月に遡及して支給。

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合
		4月1日 時点	遡及改定後						
国基準による支給割合	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
山口県の支給割合	0%	0%	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

(ア) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山口県	43.3 歳	322,696 円	402,900 円	347,640 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円

(イ)高等（特別支援・専修）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	47.6 歳	376,500 円	424,981 円

(ウ)小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	43.8 歳	357,214 円	396,660 円

(エ)警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山口県	38.8 歳	321,975 円	427,306 円	348,990 円
国	41.4 歳	320,437 円	—	379,615 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

イ 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		山 口 県	国
一般行政職	大 学 卒	189,400 円	182,200 円
	高 校 卒	155,500 円	150,600 円
高等学校教育職	大 学 卒	211,600 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	211,600 円	—
警察職	大 学 卒	212,900 円	211,400 円
	高 校 卒	180,900 円	173,400 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

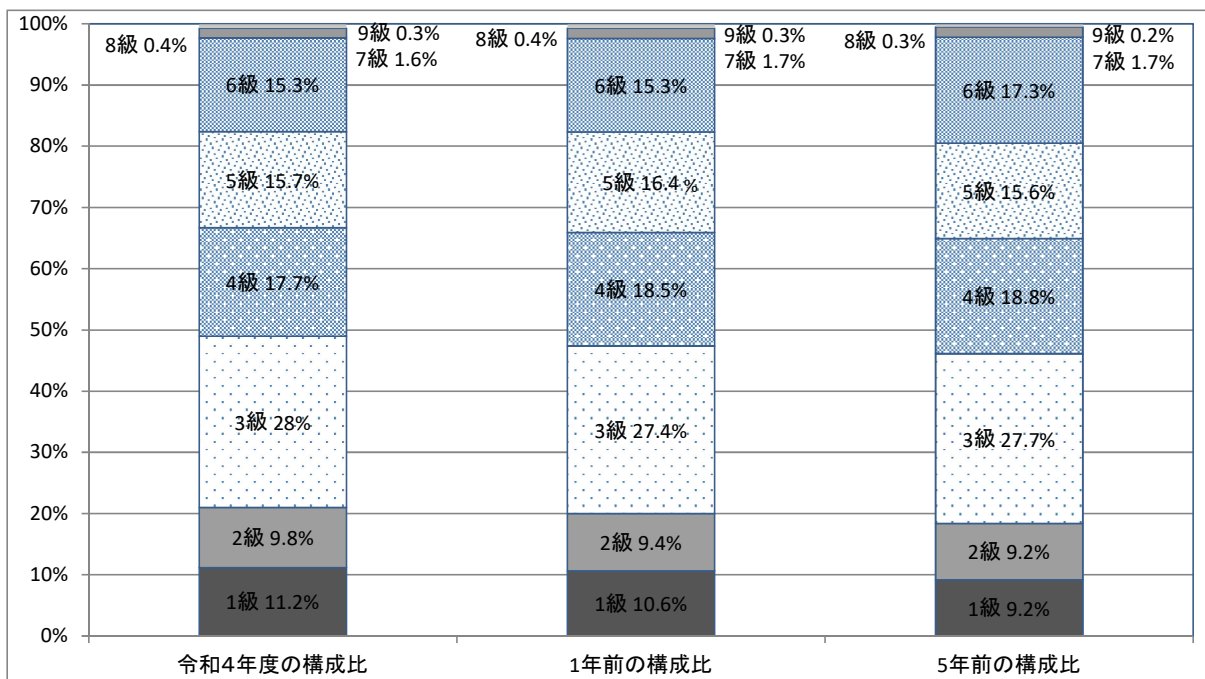
区 分		経 験 年 数 1 0 年	経 験 年 数 2 0 年	経 験 年 数 2 5 年	経 験 年 数 3 0 年
一般行政職	大 学 卒	265,671 円	359,724 円	382,674 円	399,805 円
	高 校 卒	227,252 円	306,928 円	338,931 円	366,789 円
高等学校教育職	大 学 卒	314,476 円	391,453 円	418,574 円	433,827 円
小・中学校教育職	大 学 卒	314,763 円	391,568 円	414,058 円	425,235 円
警察職	大 学 卒	258,116 円	364,507 円	404,367 円	408,858 円
	高 校 卒	262,937 円	353,893 円	381,204 円	408,433 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

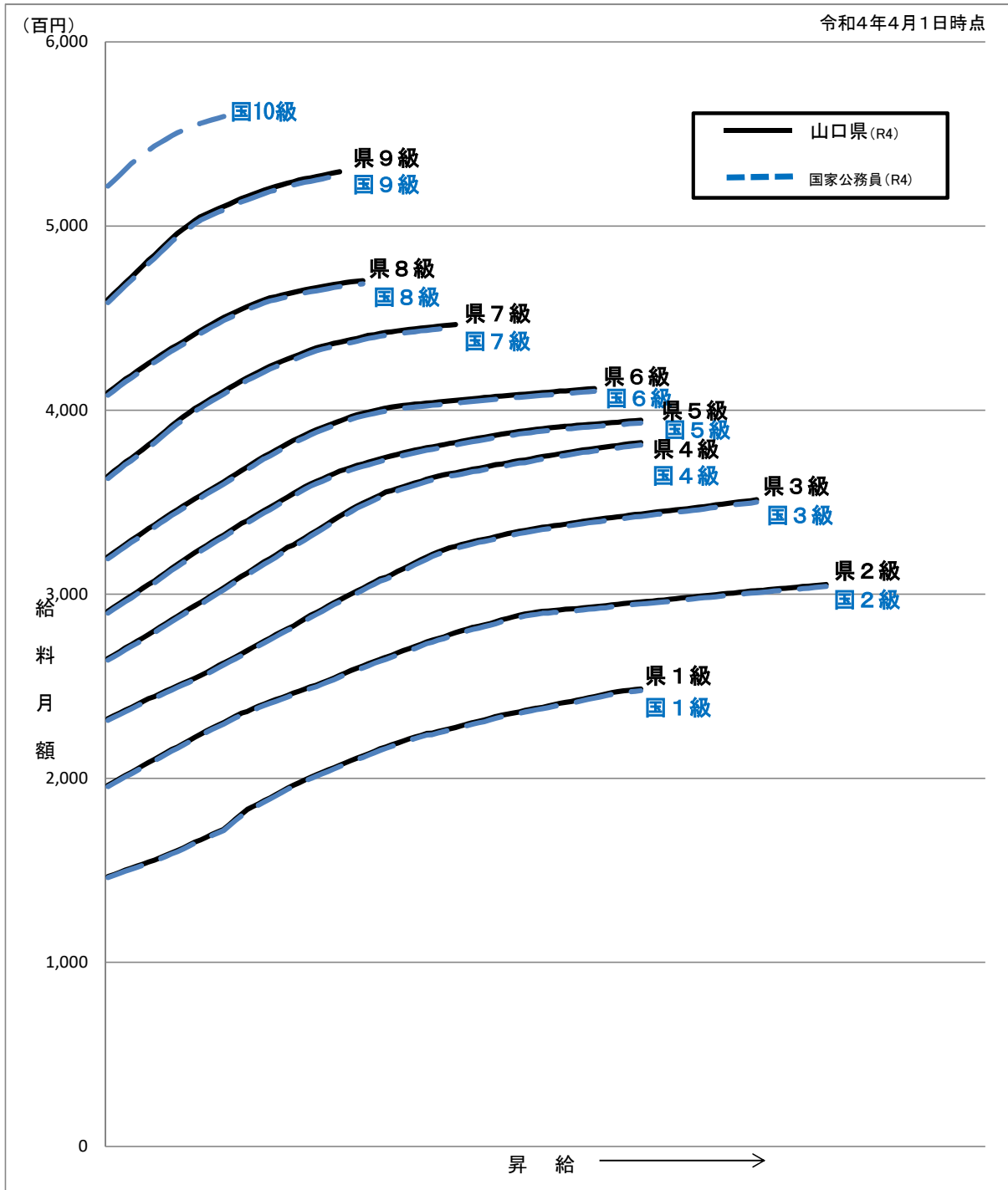
ア 一般行政職の級別職員数等の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	本庁部長	11 人	0.3 %
8 級	局長、理事	17 人	0.4 %
7 級	本庁部次長	65 人	1.6 %
6 級	本庁課長	629 人	15.3 %
5 級	相当困難主査	646 人	15.7 %
4 級	主査	728 人	17.7 %
3 級	主任	1,154 人	28.0 %
2 級	係員	403 人	9.8 %
1 級	係員	463 人	11.2 %

(注) 1 山口県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



イ 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



ウ 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）		○			
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山 口 県			国		
1人当たり平均支給額(令和3年度)			-		
1,651 千円					
(3年度支給割合)			(3年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.40 月分	1.90 月分		2.55 月分	1.90 月分	
(1.35) 月分	(0.90) 月分		(1.45) 月分	(0.90) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～20%		・役職加算	5～20%	
・管理職加算	15、25%		・管理職加算	10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

オ 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和3年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）		○			
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

山 口 県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709月分	47.709 月分	最高限度額	47.709月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	2,610 千円	21,956 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績(令和3年度決算)	160,189 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	8,771 円		
支給対象地域(職種)	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	19 人	20 %
大阪市	16 %	6 人	16 %
つくば市	16 %	0 人	16 %
京都市	10 %	0 人	10 %
広島市	10 %	5 人	10 %
福岡市	10 %	0 人	10 %
福津市	10 %	10 人	10 %
仙台市	6 %	0 人	6 %
岡山市	3 %	1 人	3 %
北九州市	3 %	0 人	3 %
周南市	0.15 %	1,525 人	3 %
山口県内に在勤する職員	0.15 %	16,521 人	0 %
上記以外の市町村	0.00 %	11 人	0 %
医師	16 %	22 人	16 %
平均支給率	0.2 %	—	0.3 %

(注)「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績(令和3年度決算)	920,034 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	121,489 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)	41.4 %			
手当の種類	17 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(3年度)決算	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課、県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収に関する業務	920,034 千円	日額 650円
福祉業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	福祉に関する現業業務		日額 650円
精神保健福祉業務手当	(1) 保健所等に勤務する職員	(1) 精神保健福祉法に基づく調査、立会、護送、指導、看護等の業務		(1)日額 300円
	(2) 精神保健福祉センターに勤務する職員	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談、指導等に関する業務		(2)日額 300円
感染症防疫等業務手当	(1) 右の業務を行った職員	(1) 狂犬病予防法に基づく野犬等の捕獲等の業務、家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務等		(1)日額 300~4,000円
	(2) 保健所に勤務する職員	(2) 感染症法に基づく質問・調査		(2)日額 300円
	(3) 動物愛護センターに勤務する獣医師	(3) 動物の治療、処分、飼育管理		(3)日額 850円
衛生検査手当	(1) 保健所の試験検査課勤務職員	(1) 病理細菌検査、環境衛生・食品衛生等の試験検査		(1)日額 300円
	(2) 保健所に勤務する非専任のと畜検査員、食鳥検査員	(2) と畜検査、食鳥検査		(2)日額 850円
種雄牛馬取扱手当	農林総合技術センターに勤務する職員	種雄牛馬の自然交配、精液の採取等のための種雄牛馬を御する作業		日額 300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (3年度)決算	左記職員に対する支給 単価
災害応急作業等手当	土木建築部に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合に県の管理する河川の堤防等において行う業務		巡回監視 日額 480円 応急作業 日額 730円
道路上作業手当	道路整備課、土木事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持又は修繕の作業		日額 300円
特殊現場作業手当	(1) 総務部消防保安課に勤務する職員	(1) 高圧ガス保安法の規定に基づいて行う完成検査、立入検査等の業務		(1)日額 300円
	(2) 保健所等に勤務する職員	(2) 廃棄物の投棄されている場所において行う原状回復作業及び廃棄物の性状調査		(2)日額 300円
	(3) 健康福祉部業務課に勤務する職員	(3) 司法警察員の業務及びけん銃訓練		(3)日額 1,500円
	(4) 農林総合技術センターに勤務する職員	(4) 傾斜地等において行う特殊自動車の運転作業		(4)1時間 100～120円
	(5) 水産事務所等に勤務する職員	(5) 漁業取締船に乗船して行う漁業取締作業		(5)日額 300円 (常時乗り組む職員500円)
	(6) 防災危機管理課に勤務する職員	(6) 回転翼航機に搭乗して行う作業		(6) 搭乗1時間 1,900円 降下日額 870円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉の業務		日額 650円
高所等作業手当	右の業務を行った職員	高所、深所、トンネル坑内等での調査、保守等の作業		1時間 120円 (トンネル坑内 130円)
教員特殊業務手当	教育職給料表(一)又は(二)の1級、2級の者	(1) 非常災害時等の緊急の防災等の業務		(1)日額 7,500～8,000円
		(2) 修学旅行等引率指導業務		(2)日額 5,100円
		(3) 対外運動競技等への引率指導業務		(3)日額 5,100円
		(4) 部活動指導業務		(4)日額 2,700円
		(5) 入学試験監督業務		(5)日額 900円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校に勤務する教育職員	2又は3の学年の児童等で編制されている学級を担当し、当該学級で行う授業、指導		日額 290円
兼務手当	教育職員	教育に関する他の職を兼ね、当該職に係る授業に従事した時		授業1時間につき1,300円の範囲内
添削指導手当	通信教育を担当する職員以外の教育職員	通信教育の添削指導		学習報告書 1通 160円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する主任等	教務等についての連絡調整、指導助言		日額 200円
警察作業手当	警察本部、警察署に勤務する職員	犯罪の予防・捜査・被疑者の逮捕作業、交通取締作業、爆発物処理等特に危険な作業等		日額 230～20,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	3,408,557 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	441 千円
支給実績(令和2年度決算)	3,175,630 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	412 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と の 異 なる 内 容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（本庁部課長、出先機関の長等）に対して支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ33,000～130,000円	異	手当額 46,300～139,300円	1,130,828 千円	689,529 円
扶養手当	(1) 配偶者:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない) (2) 満22歳年度末までの子:10,000円 (3) その他の扶養親族:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない)	同		1,906,865 千円	252,498 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額:27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	異	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額27,000円以下 → 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2) 家賃が月額27,000円超 → 家賃の月額と27,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額:28,000円)	1,697,995 千円	309,064 円
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円超 → 70,000円を超える額の2分の1に70,000円を加算した額 【自動車等使用(自転車を除く)】 通勤距離が2km以上4km未満の場合2,000円、 以下距離に応じて加算 (最高支給限度額:通勤距離が98km以上の場合54,500円)	異	【交通機関利用】 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額55,000円 【自動車等使用】 使用距離に応じ 2,000～31,600円	2,108,951 千円	138,210 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		214,378 千円	401,457 円
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		633,125 千円	447,755 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,400～7,400円	同		582,923 千円	306,640 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 <週休日等> 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額) <週休日等以外の日(午前0時から午前5時)> 勤務1回につき2,000～6,000円	同		27,840 千円	117,966 円

手当名	内容及び支給単価	国の制 度と 同	国の制 度と 同	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (令和3年度決算)
初任給調整手当	医師、歯科医師又は獣医師たる職員で採用困難なものに対して支給 <医師又は歯科医師> 採用後35年以内の期間、免許取得からの経過年数に応じた額 (最高支給額:月額414,800円) <獣医師> 採用後1年間は月額30,000円。以降、毎年3,000円ずつ通減	同	<獣医師> 制度なし	1,193,601 千円 (初任給調整手当、 特地勤務手当、夜 間勤務手当、農林 漁業普及指導手当、 へき地手当、義務教 育等教員特別手当、 産業教育手当、定 時制通信教育手当 の合計)	
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4～16%	同			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同			
農林漁業普及指導 手当	普及事務を行う普及指導員に対し支給 → 給料月額6%				
へき地手当	山間地、離島その他生活不便地に所在する小中学校等に勤務する学校職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4～20%				
義務教育等教員特 別手当	小中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教育職員に対し支給 → 級号給に応じて2,000～8,000円				
産業教育手当	実習を伴う農業等に関する科目を主として担任する教育職員に対し支給 → 給料月額の5% (定時制通信教育手当の受給者は3%)				
定時制通信教育手 当	定時制・通信教育に従事する教育職員に対し支給 → 給料月額の5～10% (管理職手当受給者は4～8%)				

(5) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額	等
給 料	知 事	1,161,000 円	(1,290,000 円)
	副 知 事	969,000 円	(1,020,000 円)
報 酬	議 長	980,000 円	(980,000 円)
	副 議 長	880,000 円	(880,000 円)
	議 員	840,000 円	(840,000 円)
期 末 手 当	知 事	(令和3年度支給割合)	
	副 知 事	3.25 月分	
	議 長	(令和3年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	3.25 月分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)
	知 事	給料月額×在職月数×0.50	30,960,000 円
	副 知 事	給料月額×在職月数×0.40	19,584,000 円
	備 考		(支給時期) 任期毎又は通算

(注) 1 給料、報酬及び期末手当の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況（決算）

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
3年度	5,821,245	851,388	715,254	12.3	12.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含んでいません。

区 分	職員数 A	給 与 費			一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B	
	人	千円	千円	千円	千円
3年度	74	314,471	95,120	125,059	7,225

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。

2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含んでいません。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
山 口 県	43.6 歳	350,823 円	588,031 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（工業用水道事業）			山口県		
1人当たり平均支給額(令和3年度)			1人当たり平均支給額(令和3年度)		
1,689 千円			1,651 千円		
(3年度支給割合)			(3年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.40 月分	1.90 月分		2.40 月分	1.90 月分	
(1.35) 月分	(0.90) 月分		(1.35) 月分	(0.90) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 15、25%			・管理職加算 15、25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（令和4年4月1日現在）

山口県（工業用水道事業）			山口県		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709月分	47.709 月分	最高限度額	47.709月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	-	21,298 千円	1人当たり平均支給額	2,610 千円	21,956 千円

(注) 山口県（工業用水道事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

c 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績(令和3年度決算)		488 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		6,588 円	
支給対象地域(職種)	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
山口県内に在勤する職員	0.15 %	74 人	0.15 %

d 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績(令和3年度決算)		1,352 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		29,393 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		62.2 %		
手当の種類		4 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(3年度)決算 左記職員に対する支給単価	
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	1,352 千円	
危険作業手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務		1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務		日額 650円
感染症防疫等業務手当	右の業務を行った職員	家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務		日額 300～4,000円

● 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	32,248 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	512 千円
支給実績(令和2年度決算)	31,666 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	495 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

f その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ 51,000円～130,000円	異	<手当額> 33,000～130,000円	7,632 千円	763,200 円
扶養手当	(1) 配偶者:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない) (2) 満22歳年度末までの子:10,000円 (3) その他の扶養親族:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない)	同		13,220 千円	300,455 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		4,021 千円	287,179 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		—	—
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円超 → 70,000円を超える額の2分の1に70,000円を加算した額 【自動車等使用(自転車を除く)】 通勤距離が2km以上4km未満の場合2,000円、以下距離に応じて加算 (最高支給限度額:通勤距離が98km以上の場合54,500円)	同		15,937 千円	237,863 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することになった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		—	—
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給	同		—	—

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同		—	—
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,400～7,400円	同		20,206 千円	673,523 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 <週休日等> 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100を乗じた額) <週休日等以外の日(午前0時から午前5時)> 勤務1回につき2,000～6,000円	同		18 千円	8,750 円

イ 電気事業

(ア)職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
3年度	1,369,637	263,245	404,869	29.6	29.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含んでいません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
3年度	45	180,802	55,457	72,531	308,790	6,862

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含んでいません。

(イ)職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
山 口 県	43.6 歳	347,600 円	576,922 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（電気事業）			山口県		
1人当たり平均支給額(令和3年度)			1人当たり平均支給額(令和3年度)		
1,612 千円			1,651 千円		
(3年度支給割合)			(3年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.40 月分	1.90 月分		2.40 月分	1.90 月分	
(1.35) 月分	(0.90) 月分		(1.35) 月分	(0.90) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 15、25%			・管理職加算 15、25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（令和4年4月1日現在）

山口県（電気事業）			山口県		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709月分	47.709 月分	最高限度額	47.709月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	-	19,565 千円	1人当たり平均支給額	2,610 千円	21,956 千円

(注) 山口県（電気事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

c 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績(令和3年度決算)		290 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		6,596 円	
支給対象地域(職種)	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
山口県内に在勤する職員	0.15 %	44 人	0.15 %

d 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績(令和3年度決算)		872 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		34,886 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		55.6 %	
手当の種類		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(3年度)決算
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	872 千円
危険作業手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務	
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務	
感染症防疫等業務手当	右の業務を行った職員	家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務	
			左記職員に対する支給単価
			日額 480～730円 (日没から日出間は50%加算)
			1時間 120～130円
			日額 650円
			日額 300～4,000円

e 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	14,639 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	407 千円
支給実績(令和2年度決算)	14,918 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	403 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

f その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ 51,000円～130,000円	異	<手当額> 33,000～130,000円	5,772 千円	824,571 円
扶養手当	(1) 配偶者:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない) (2) 満22歳年度末までの子:10,000円 (3) その他の扶養親族:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない)	同		6,927 千円	277,080 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		4,502 千円	300,100 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		—	—
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円超 → 70,000円を超える額の2分の1に70,000円を加算した額 【自動車等使用(自転車を除く)】 通勤距離が2km以上4km未満の場合2,000円、以下距離に応じて加算 (最高支給限度額:通勤距離が98km以上の場合54,500円)	同		9,964 千円	243,020 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することになった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		—	—
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給	同		—	—

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と異 なる内 容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (令和3年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同		—	—
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,400～7,400円	同		12,447 千円	622,340 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 <週休日等> 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額) <週休日等以外の日(午前0時から午前5時)> 勤務1回につき2,000～6,000円	同		43 千円	14,333 円

4 勤務時間その他の勤務条件

(1) 一般職員の勤務時間

令和4年4月1日現在における一般職員の勤務時間及び休憩は次のとおりです。

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間については、各任命権者が別に定めています。

(2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、一年ごとに20日付与され、残日数は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。令和3年の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

令和3年 平均使用日数	12.9日
-------------	-------

(注) 小中学校職員を除く。

(3) 特別休暇等

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産など条例や規則で定める事由に該当する場合には、特別休暇等を付与しています。

区 分		付与日数
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
	証人等としての裁判所等への出頭	
	骨髄移植のための骨髄液提供	年5日以内
	ボランティア活動	
	職員の結婚	連続して7日以内
	職員の分べん	産前8週間から産後8週間
	育児(生後1年6月に達しない子)	1日2回、各45分以内
	職員の妻の出産	3日以内
	男性職員の育児参加	5日以内
	子(中学校就学前)の看護	5日以内(対象となる子が2人以上いる場合は10日以内)
	(短期)介護休暇	5日以内(対象となる親族が2人以上いる場合は10日以内)
	忌引	10日以内
	父母、配偶者、子の祭日	1日
	災害による住居の滅失又は損壊	7日以内
	災害による交通遮断等	必要と認められる期間
	生理日	月3日以内
	妊産婦の健康診断	必要と認められる期間
	妊婦の通勤緩和	1日1時間以内
	妊娠障害	14日以内
不妊治療	6日以内	
病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最低限の期間	

(4) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(指定期間)で取得することが可能です。

令和3年度の介護休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	1人
女性職員	5人
計	6人

(5) 介護時間

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日を通じ、2時間の範囲内で取得することが可能です。

令和3年度の介護時間の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	2人
女性職員	1人
計	3人

(6) 子育て支援部分休暇

職員が小学校(第1学年から第3学年までに限る。)に就学している子を養育するため勤務しないことが相当であると認められる場合は、1日を通じ、2時間の範囲内で取得することが可能です。

令和3年度の子育て支援部分休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	1人
女性職員	30人
計	31人

5 職員の休業の状況

(1) 自己啓発等休業

公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときに、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることが認められる制度です。

令和3年度の自己啓発等休業の取得状況は次のとおりです。

	取得者数	うち大学等課程の履修	うち国際貢献活動
男性職員	0人	0人	0人
	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人
	1人	1人	0人
計	0人	0人	0人
	1人	1人	0人

(注) 上段は、令和3年度に新たに自己啓発等休業を取得した者、下段は自己啓発等休業の期間が令和2年度から令和3年度にかけて引き続いている者の数です。

(2) 育児休業等

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業等をすることが認められる制度です。

令和3年度の育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	58人	8人
	3人	1人
女性職員	266人	157人
	358人	24人
計	324人	165人
	361人	25人

(注) 上段は、令和3年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段は育児休業(部分休業)の期間が令和2年度から令和3年度にかけて引き続いている者の数です。

(3) 配偶者同行休業

公務の運営に支障がないと認められる場合に、職員が外国で勤務等をする配偶者に同行するため、休業をすることが認められる制度です。

令和3年度の配偶者同行休業の取得状況は次のとおりです。

	取得者数
男性職員	0人
	0人
女性職員	0人
	0人
計	0人
	0人

(注) 上段は、令和3年度に新たに配偶者同行休業を取得した者、下段は配偶者同行休業の期間が令和2年度から令和3年度にかけて引き続いている者の数です。

6 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、休職等の処分をすることです。

令和3年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合						
心身の故障の場合				407人		407人
職に必要な適格性を欠く場合						
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合						
刑事事件に関し起訴された場合						
条例で定める事由による場合						
合計				407人		407人

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し若しくは職務を怠った場合、又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることです。

令和3年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合			1人	2人	2人	5人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		3人	1人			4人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合				2人	1人	3人
合計		3人	2人	4人	3人	12人

7 サービスの状況

(1) 職務に専念する義務の免除

職員は、地方公務員法第35条に基づき、職務に専念する義務を有していますが、条例及び規則により、次の場合においては、当該義務が免除されます。

職務に専念する義務の免除が認められる場合
ア 研修を受ける場合
イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
ウ その他特に任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合
エ 人事委員会が定める場合
(ア) 在勤庁の事務又は事業運営上の必要に基づき、事務又は事業の全部又は一部を停止した場合
(イ) 地方公務員災害補償法第51条第2項の規定により審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第60条第1項の規定により出頭する場合
(ウ) 地方公務員法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、又は同法第49条の2第1項の規定により不利益処分に関する審査請求をする場合
(エ) 地方公務員法第55条第11項の規定により、当局に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合
(オ) 教育公務員特例法第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務を行う場合
(カ) 職務に関し、国又は他の地方公共団体若しくはその他の公益団体の職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
(キ) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて、講演講義等をする場合
(ク) 職務上の教養に資する講演会又は講習会に出席する場合
(ケ) 新採用及び転勤のために旅行する場合
(コ) 職務上必要な試験を受験する場合
(サ) 人事委員会が特に認めた場合

(2) 営利企業等への従事許可

職員は、地方公務員法第38条に基づき営利企業等への従事が制限されていますが、人事委員会規則に定める許可基準を満たし、かつ任命権者の許可を受けた場合には、営利企業等に従事することができます。

許可の基準
次のいずれにも該当する場合
ア 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないもの
イ 当該職員の職との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがないもの
ウ 公務員としての信用を傷つけるおそれがないもの
エ その他法の精神に反しないと認められるもの

8 退職管理の状況

職員の退職管理の適正を確保するため、地方公務員法第38条の2及び職員の退職管理に関する条例等により、再就職に関する規制等を実施しています。

(1) 再就職に関する規制等

1) 元職員による働きかけの規制

元職員による、離職前の職務に関する現職職員への働きかけを禁止しています。なお、退職時の職位に応じた規制の内容は、次のとおりです。

根拠規定	主体	働きかけの禁止となる対象	期間
地方公務員法	全ての再就職者	離職前5年間の職務	2年間
		在職中に自らが最終決裁権者として決定した契約・処分	定めなし
	長の直近下位の内部組織の長(部局長等)の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に同職に就いていたときの職務	2年間
県条例	国の部課長級相当職(部局長等を除く所属長以上)の職に就いていた再就職者	同上	2年間

2) 再就職情報の届出

職員は、離職後2年間、営利企業等の地位に就こうとする場合、もしくは就いた場合には、任命権者に一定の事項を届け出るものとしています。

(2) 退職者の再就職の状況

課長級以上(管理職手当受給者)の退職職員の再就職の状況は、以下のとおりです。

ア 知事部局等

(令和4年8月1日現在)

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
1	萩原 耕太郎	給与厚生課長	R4.3.31	(社福)恩賜財団済生会支部山口県済生会	貴船福祉ケアセンター副所長	R4.4.1
2	桶屋 茂	消防防災航空センター所長	R4.3.31	(社福)山口県社会福祉事業団	オアシスはぎ園総務課長	R4.4.1
3	藤中 晃	岩国県民局長	R4.3.31	(社福)山口県社会福祉事業団	灘海園総務課長	R4.4.1
4	嶋本 健児	下関県民局長	R4.3.31	下関商工会議所	専務理事	R4.6.1
5	中司 正樹	統計分析課長	R4.3.31	防府商工会議所	事務局長兼総務部長	R4.4.1
6	平野 展康	産業戦略部長	R4.3.31	日本赤十字社山口県支部	事務局長	R4.4.1
7	小田 聡克	環境生活部審議監	R4.3.31	(一財)山口県環境保全事業団	常務理事	R4.4.1
8	山根 由紀	男女共同参画相談センター所長	R4.3.31	(社福)防府海北園	事務員兼SNS相談員	R4.4.11
9	時高 啓二	健康福祉部理事	R4.3.31	(公財)山口県消防協会	専務理事兼事務局長	R4.6.17
10	梶井 浩志	健康福祉部審議監兼薬務課長	R4.3.31	(大)山陽小野田市立山口東京理科大学	理事長特別顧問	R4.4.1
11	清水 義弘	こども・子育て応援局長	R4.3.31	(社福)山口県共同募金会	事務局長	R4.6.24
12	今元 俊一郎	岩国健康福祉センター保健環境部副部長	R4.3.31	岩国YMCA国際医療福祉専門学校	非常勤講師	R4.4.1
13	伊藤 泰子	宇部健康福祉センター次長	R4.3.31	山口県国民健康保険団体連合会	介護サービス相談・支援員	R4.4.1
14	田中 和男	環境保健センター保健科学部長	R4.3.31	(株)アステム	山口支店嘱託	R4.4.1
15	清水 英隆	宇部児童相談所長	R4.3.31	(社福)鼓ヶ浦整肢学園	総合相談支援センターばれっと所長	R4.4.1
16	坂田 和彦	大阪事務所長	R4.3.31	(公財)やまぐち産業振興財団	経営企画部長	R4.4.1
17	村田 一徳	計量検定所長	R4.3.31	(一社)山口県建設業協会周南支部	常務理事兼事務局長	R4.4.1
18	菅原 和寿	県史編さん室次長	R4.3.31	山口県民局	会計年度任用職員	R4.4.1
19	鮎川 和文	農林水産部審議監	R4.3.31	(株)宇部建設コンサルタント	常務取締役	R4.4.1

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
20	栗林 正	岩国農林水産森林部長	R4.2.28	山口市議会	市議会議員	R4.5.1
21	沖 敏雄	山口農林水産事務所長	R4.3.31	(公財)やまぐち農林振興公社	アドバイザー	R4.4.1
22	松村 隆一	山口農林水産事務所次長	R4.3.31	(公財)やまぐち農林振興公社	総務部長兼総務課長	R4.4.1
23	梅田 一朗	美祿農林水産事務所農村整備部長	R4.3.31	(株)ウエスコ	参与	R4.4.1
24	伊藤 信助	長門農林水産事務所長	R4.3.31	(有)泉土木コンサルタント	技術部次長	R4.4.1
25	中司 祐典	農林総合技術センター所長	R4.3.31	(公財)やまぐち農林振興公社	参与	R4.4.1
26	野川 顕秀	水産研究センター所長	R4.3.31	(公社)山口県栽培漁業公社	事務局長	R4.4.1
27	森重 孝之	土木建築部次長	R4.3.31	(一財)山口県建設技術センター	事務局長	R4.4.1
28	長岡 克典	周南土木建築事務所長	R4.3.31	(株)長大	理事	R4.4.1
29	福本 学	下関土木建築事務所次長	R4.3.31	(一社)山口県木材協会	事務局長	R4.4.1
30	松村 和紀	菅野ダム管理事務所長	R4.3.31	(一財)山口県建設技術センター	業務部長兼技術部長兼工事管理部長	R4.4.1
31	中村 達生	川上ダム管理事務所長	R4.3.31	三省水工(株)	西日本営業所事業推進部長	R4.4.1
32	木安 和夫	山口宇部空港事務所長	R3.3.31	山口宇部空港ビル(株)	総務部長	R4.4.1
33	大谷 拓之	山口宇部空港事務所長	R4.3.31	給与厚生課	会計年度任用職員	R4.4.1
34	内島 義裕	会計管理局長	R4.3.31	(社福)山口県社会福祉事業団	理事長	R4.6.29
35	伊藤 幸代	会計課長	R4.3.31	(公財)山口県ひとづくり財団	自治研修部教務第二課長	R4.4.1
36	中山 広信	物品管理課長	R4.3.31	(公財)山口県私学教育振興財団	事務局長	R4.4.1
37	岡本 操	労働委員会事務局次長	R3.3.31	(社福)山口県社会福祉事業団	このみ園総務課長	R4.4.1
38	平川 恵美子	労働委員会事務局次長	R4.3.31	(一財)山口県厳島会	参事	R4.4.1
39	山本 英信	企業局長	R4.3.31	(株)三友	理事	R4.4.1
40	柳原 廉均	議会事務局議事調査課長	R4.3.31	(地独)山口県立病院機構	経営企画室長	R4.4.1

イ 教育委員会

(令和4年8月1日現在)

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
41	大野 直子	教育庁審議監	R4.3.31	(公財)山口県ひとつくり財団	常務理事兼県民学習部長	R4.4.1
42	吉兼 敦生	岩国工業高等学校長	R4.3.31	野田学園高等学校	教諭	R4.4.1
43	高橋 等	柳井高等学校長	R4.3.31	(公財)山口県体育協会 やまぐちスポーツ医・科学サポートセンター	センター長	R4.4.1
44	原井 進	西京高等学校長	R4.3.31	山口芸術短期大学	特命准教授	R4.4.1
45	辻岡 博之	宇部高等学校長	R4.3.31	学校法人宇部学園 山口学芸大学	教務課長	R4.4.1
46	金石 芳朗	美祿青嶺高等学校長	R4.3.31	学校法人鴻城義塾 山口県鴻城高等学校	校長	R4.4.1
47	藤本 茂	長府高等学校長	R4.3.31	(公財)山口県ひとつくり財団 山口県埋蔵文化財センター	所長	R4.4.1
48	梶山 美智子	下関総合支援学校長	R4.3.31	(公財)山口県ひとつくり財団	主査	R4.4.1
49	長岡 雅幸	豊浦総合支援学校長	R4.3.31	野田学園高等学校	指導教諭	R4.4.1
50	岡本 努	厚狭高等学校教頭	R4.3.31	野田学園高等学校	教諭	R4.4.1
51	山本 和史	山口総合支援学校事務長	R4.3.31	(公財)山口きらめき財団	主査	R4.4.1

ウ 警察本部

(令和4年8月1日現在)

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
52	藤本 浩治	生活安全部参事官兼生活安全企画課長	R4.3.31	(株)たいよう共済山口支店	副支店長	R4.4.1
53	波多野 稔久	生活安全部参事官兼生活環境課長	R4.3.31	山口県安全運転管理者協議会	専務理事	R4.4.1
54	河口 雅之	地域部長	R4.3.31	(株)山口フィナンシャルグループ	保安対策担当	R4.4.1
55	玉置 仁嗣	刑事部参事官兼組織犯罪対策課長兼生活安全部参事官	R4.3.31	富士商(株)	保安対策室長	R4.4.1
56	田中 憲治	交通部参事官兼交通企画課長兼聴聞官	R4.3.31	山口そうごう自動車学校	管理者	R4.4.1
57	戸矢 宏一	交通部参事官兼運転管理課長兼聴聞官	R4.3.31	イオン防府店	—	R4.4.1
58	田中 春記	柳井警察署長	R4.3.31	周南自動車学校	管理者	R4.4.1
59	杉山 兼一	周南警察署長	R4.3.31	ウインズ小郡	主幹	R4.4.1
60	隅田 晃司	美祿警察署長	R4.3.31	南陽自動車学校	副校長	R4.4.1
61	眞田 隆司	長府警察署長	R4.3.31	宇部自動車学校	管理者	R4.4.1
62	三浦 和昭	警務部参事兼情報管理課長	R4.3.31	警察職員生活協同組合山口県支部	参事	R4.4.1
63	藤村 守	警務部厚生課長	R4.3.31	(一社)山口県指定自動車学校協会	事務局長	R4.4.1

9 職員の研修の状況

(1) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、積極的に各種研修に取り組んでいます。

ア 一般行政職員

地方自治体を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、「元気で存在感のある県づくり」を積極的に進めていくために、職員一人ひとりの意識改革と職員の自主的・主体的な能力開発を推進する必要があることから、「山口県人材育成基本方針」を踏まえ、積極的に職員の研修を行っています。

令和3年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	回数	人数
一般研修 新規採用職員、主事級、主任主事級等	10回	575人
パワーアップ研修 予算編成実務、危機管理実務、クレーム対応、政策法務、コーチング、民法等	33回	637人
サポート研修 地域接遇、女性職員キャリアデザイン講座等	5回	54人
派遣研修 中央省庁、他の地方公共団体、自治大学校、民間企業等		24人
合 計		1,290人

イ 教職員

今後とも急激な変化が続くことが予想されるこれからの社会において必要となる子どもたちの生涯にわたって学び続ける力の育成に向け、学校教育の直接の担い手である教職員の資質能力の向上を図る必要があることから、教職員一人ひとりの適性・能力やキャリアステージのそれぞれの段階に応じた計画的・継続的な研修を実施しています。

令和3年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	日数	人数
基本研修 初任者・新採・新任、経験者、管理職、特別支援教育	88日	5,649人
希望研修 経験者、管理職、教科、教育相談、情報教育、特別支援教育、専門職務、社会教育等	52日	1,792人
支援研修 サテライト、課題解決型サポート	167日	4,350人
派遣研修等 大学院、日本人学校、民間企業等		503人
合 計		12,294人

(注)派遣研修は実人数、その他は延べ実数です。

ウ 警察本部

警察職員が、警察法にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、人格を磨き、学術を修め、実力を養い、もって公正明朗且つ能率的に職務を遂行し得るよう教養することを目的に研修を実施しています。

令和3年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	期数	人数
採用時教養 初任科、初任補修科、一般職員初任科	5期	241人
昇任時教養 巡査部長任用科、警部補任用科	2期	27人
専科等教養 部門別任用科、専科	26期	404人
合 計	33期	672人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 保健の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、山口県職員健康管理規程(昭和50年山口県訓令第2号)等の規定に基づき、労働安全衛生体制のもと、快適な作業環境の整備、職員の安全と健康の確保など労働安全衛生管理に努めています。

(注)小中学校教職員を除く。

ア 労働安全衛生管理

令和3年度の安全衛生委員会等の設置状況は、次のとおりです。

区分	安全衛生委員会	衛生委員会
知事部局等	6所属	11所属
教育委員会	—	50所属
警察本部	—	20所属

イ 健康管理

令和3年度の検診受診状況は、次のとおりです。

区分		知事部局等	教育委員会	警察本部	備考
定期健康診断(法定)	対象者	3,560人	4,931人	3,568人	胸部エックス線撮影、血液検査ほか
	受診者	3,549人	4,908人	3,522人	
がん検診(任意)	胃がん	1,494人	2,504人	2,034人	
	大腸がん	877人	2,637人	2,151人	
	子宮がん	262人	456人	265人	
	乳がん	101人	465人	113人	

ウ 作業環境管理

令和3年度の作業環境測定結果は、次のとおりです。

所属数	作業場数	結果	検査内容
25	45	すべて適切である	特定化学物質、有機溶剤、粉じん

(注)知事部局のみ

(2) 福利厚生の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の元気回復等の事業を計画的に実施するとともに、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)等の規定に基づき地方職員共済組合等が実施する医療給付、年金給付等の諸事業に対して法令等に基づき経費負担するなど、職員の福利厚生を図っています。

(注)教育委員会については、県立学校・事務局の他、小中学校・県立大学等を含む。

ア 元気回復事業

区分	事業名	実施機関	概要
知事部局等	元気回復事業	県・共済	部局又は各地域単位で実施
教育委員会	—	—	—
警察本部	—	—	—

イ 地方職員共済組合等に対する負担金・補助金

区分	項目	金額	概要
知事部局等	共済組合への負担金	5,031,177千円	短期・長期負担金等
	共済組合への補助金	476千円	健康保持・疾病予防事業への補助等
教育委員会	共済組合への負担金	16,393,694千円	短期・長期負担金等
警察本部	共済組合への負担金	4,612,757千円	短期・長期負担金等

(3) 公務災害補償

地方公務員法、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、公務災害(公務執行に起因して発生した負傷、疾病、障害、死亡等)、通勤災害に対して地方公務員災害補償基金が給付等を行っています。令和3年度認定件数は、次のとおりです。

区分	公務災害	通勤災害	計
知事部局等	13件	1件	14件
教育委員会	159件	5件	164件
警察本部	44件	3件	47件

(注)小中学校教職員を含みます。

1 1 特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況

(1) 知事部局等

ア 取組状況

(ア) 山口県庁こども参観デーの実施

新型コロナウイルスの影響で、R3年度は実施しませんでした。

(イ) 各種制度の周知

各種の子育て支援制度や育児休業経験者の体験談をまとめたハンドブックをイントラネットに掲載し周知を図りました。

(ウ) 時間外勤務の縮減

毎月の『全庁一斉ノー残業デー』など、各種取組の徹底を図りました。

イ 数値目標に対する実績

(ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (R4年度末)	取得率	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
30%	33.7%	29名/86名	100.0%	32名/32名

※ 対象者数はR3年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

(イ) 子ども出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率

男性職員について、子どもの出生時には「配偶者の出産補助休暇(3日)」を積極的に取得するとともに、2日間の年次有給休暇を合わせて、5日間の休暇を取得するよう、意識啓発等に努めた。

目標値(R4年度末)	取得率
100%	87.2%

(小・中学校を除く。)

(ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(R4年度末)	取得率
75% (15日)	72% (14.4日)

(小・中学校を除く。)

(2) 教育委員会

ア 取組状況

(ア) 各種制度の周知

各種の子育て支援制度をまとめたリーフレットを発行し、子どもとふれあう機会の充実を図るなどの意識啓発に努めました。

(イ) 時間外勤務の縮減

毎月の『全庁一斉ノー残業デー』の取組の徹底を図りました。

イ 数値目標に対する実績

(ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (R6年度末)	取得率	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
13%	8.2%	4名/ 49名	100.0%	32名/ 32名

※ 対象者数はR3年度中に新たに育児休業取得可能となった職員(小・中学校を除く。)

(イ) 子ども出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率

男性職員について、子どもの出生時には「配偶者の出産補助休暇(3日)」や「男性職員の育児参加休暇(5日)」を積極的に取得するとともに、年次有給休暇を合わせて取得し、5日間の休暇を取得するよう、意識啓発等に努めました。

目標値(R6年度末)	取得率
80%	24.5%

※ 小・中学校を除く

(ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(R6年度末)	取得率
75% (15日)	54% (10.8日)

※ 小・中学校を除く

(3) 警察本部

ア 取組状況

(ア) 女性職員の活躍推進

育児期にある職員の、仕事との両立やスキルアップの意欲向上を図るため、当直勤務に従事しやすいよう勤務調整を行い、女性警察官の当直勤務経験の確保に配慮したほか、女性活躍推進の先進的企業から部外講師を招き、管理職対象のキャリア形成支援のためのマネジメント研修会を実施しました。

(イ) 男性職員の育児参加の促進

育児休業の取得経験がある男性職員と、その配偶者の育児休業取得体験記を部内機関誌に毎月連載し、取得しやすい雰囲気を醸成したほか、取得対象職員に対し、上司による面談を行い、育児休業等の支援制度利用による育児参加を奨励しました。

(ウ) 育児休業を取得する職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業を取得する職員を対象に、幹部職員等が出産前から職場復帰まで面接や電話により必要な助言・指導を実施したほか、職場復帰後の柔軟な勤務時間の選択など、育児期にある職員の負担軽減に配慮しました。

イ 数値目標に対する実績

(ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (R4年度末)	取得率	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
10%	14.4%	21名/ 146名	102.7%	38名/ 37名

※ 対象者数はR3年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

(イ) 子ども出生時の男性職員の出産補助休暇の取得率

子どもの出生時における父親の特別休暇(出産補助休暇や育児参加休暇)について周知するとともに、男性職員に対し、「配偶者の出産補助休暇(3日)」の積極的取得を奨励しました。

目標値(R4年度末)	取得率
80%	92.5%

(ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(R4年度末)	平均取得日数
12日以上(年休20日間中)	15.1日

II 山口県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び採用選考の状況

(1) 職員の競争試験の状況（令和3年度）

試験区分	試験職種等	申込者	第一次試験		第二次試験		競争倍率（A/B）	
			有効受験者数A	合格者	有効受験者数	最終合格者B		
大学卒業程度	行政	307	220	139	122	79	2.8	
	警察行政	15	7	5	3	3	2.3	
	社会福祉（一般）	8	5	4	3	1	5.0	
	社会福祉（心理）	3	3	3	3	3	1.0	
	土木	22	12	10	10	10	1.2	
	建築	4	3	2	2	2	1.5	
	農業	13	9	9	9	9	1.0	
	農業土木	7	6	4	4	4	1.5	
	林業	8	7	7	6	5	1.4	
	畜産	0	-	-	-	-	-	
	水産	8	7	4	4	1	7.0	
	機械	6	4	3	2	1	4.0	
	電気	7	6	5	4	3	2.0	
	化学	9	7	4	4	2	3.5	
	衛生薬学	2	1	1	1	1	1.0	
	衛生監視	8	6	5	5	3	2.0	
計	427	303	205	182	127	2.4		
大学卒業程度 （チャレンジ型）	行政	228	189	19	19	8	23.6	
	計	228	189	19	19	8	23.6	
社会人経験者	行政	98	55	6	5	1	55.0	
	社会福祉（一般）	22	16	8	8	6	2.7	
	土木	11	7	7	6	4	1.8	
	農業土木	4	4	4	4	2	2.0	
	林業	10	8	6	6	1	8.0	
	保健師	3	3	3	3	3	1.0	
計	148	93	34	32	17	5.5		
高校卒業程度	事務	81	61	20	17	13	4.7	
	警察事務	65	56	38	34	19	2.9	
	土木	13	11	10	10	10	1.1	
	建築	3	1	1	1	1	1.0	
	林業	6	6	6	6	5	1.2	
	機械	0	-	-	-	-	-	
	電気	4	4	3	3	3	1.3	
	小・中学校事務	123	99	34	33	15	6.6	
計	295	238	112	104	66	3.6		
就職氷河期世代	事務	232	161	19	18	7	23.0	
	小・中学校事務	67	42	8	8	2	21.0	
	計	299	203	27	26	9	22.6	
医療系	保健師	16	15	15	15	15	1.0	
	計	16	15	15	15	15	1.0	
警察官	男性（A）第1回	160	120	111	82	49	2.4	
	男性（A）第2回	一般	43	25	13	10	3	8.3
		武道指導	2	2	1	1	1	2.0
	男性（B）	169	113	108	99	32	3.5	
	女性（A）第1回	52	39	38	23	15	2.6	
	女性（A）第2回	12	6	6	5	2	3.0	
	女性（B）	66	44	43	37	14	3.1	
計	504	349	320	257	116	3.0		
合 計		1,917	1,390	732	635	358	3.9	

(2) 採用選考の状況(令和3年度)

給料表	職務の級	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9				
	8				
	7				
	6	4	7		11
	5		2		2
	4	40	1	1	42
	3	77	2		79
	2	22			22
公安職	1	22	1	2	25
	9				
	8			1	1
	7			4	4
	6			8	8
	5			5	5
	4			9	9
海事職	3			2	2
	2				
	1				
	6				
	5				
研究職	4				
	3				
	2		1		1
	1	1			1
	4				
医療職(一)	3	1			1
	2				
	1	7			7
医療職(二)	7				
	6				
	5				
	4				
	3				
	2				
医療職(三)	1				
	7				
	6				
	5				
	4				
	3				
教育職(一)	2	2			2
	1				
	4				
	3				
教育職(二)	2		1		1
	1		8		8
	4				
	3				
計		176	24	32	232

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会は、令和3年10月14日、議会及び知事に対し、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。令和3年人事委員会報告・勧告の概要は、次のとおりです。

第1 給与についての報告及び勧告

1 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給（本年4月時点）

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A)－(B)
361,033円	360,922円	111円 (0.03%)

(2) 特別給（ボーナス）

民間の特別給の支給割合（昨年8月から本年7月まで） 4.31月分
（職員の現行の年間支給割合は4.45月分）

〔参考〕 人事院勧告の内容

月例給の改定なし、特別給（ボーナス）の引下げ

- ・ 月例給は民間給与との較差（△19円、0.00%）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない。
- ・ 特別給は期末手当を0.15月分引下げ（民間：4.32月、公務4.45月）

2 給与改定の内容

職員給与と民間給与、国家公務員給与等との比較結果及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、職員の給与について判断

(1) 本年の給与改定

ア 月例給

本年の職員給与と民間給与の較差がわずかであることから、改定を行わないことが適当

イ 特別給

民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当の年間支給割合を0.15月分引き下げることが必要

(ア) 令和3年度の支給割合

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	1.275 月分 (1.075)	0.95 月分 (1.15)	2.225 月分 (2.225)
12 月 期	1.275→1.125 (1.075→0.925)	0.95 (1.15)	2.225→2.075 (2.225→2.075)
年 間 計	2.55 →2.40 (2.15 →2.00)	1.90 (2.30)	4.45 →4.30 (4.45 →4.30)

備考 ()内は特別管理職員

(イ) 令和4年度以降の支給割合

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	1.275→1.20 月分 (1.075→1.00)	0.95 月分 (1.15)	2.225→2.15 月分 (2.225→2.15)
12 月 期	1.275→1.20 (1.075→1.00)	0.95 (1.15)	2.225→2.15 (2.225→2.15)
年 間 計	2.55 →2.40 (2.15 →2.00)	1.90 (2.30)	4.45 →4.30 (4.45 →4.30)

備考 ()内は特別管理職員

(2) 「国家公務員との均衡を考慮した給与水準の見直し」への対応

- ・ 「国家公務員との均衡を考慮した給与水準の見直し」に伴う経過措置については、受給者割合等が年々減少しており、これまでの経過措置の状況を勘案すると当該措置を廃止することが適当
- ・ 当該措置を廃止した場合、職員の給与水準が低下することから、民間との給与水準の均衡を維持するため、当該措置廃止に伴う原資を用いて、給料表の改定を行うことが必要

(3) 実施時期

条例の公布の日から実施。ただし、(1)イ(イ)及び(2)の改定については令和4年4月1日から実施

3 今後の課題（定年引上げへの対応）

令和5年度から、地方公務員の定年の段階的な引上げが予定されている中、今後の定年引上げに伴う検討状況等を踏まえ、55歳を超える職員の昇給制度の見直しや、管理監督職勤務上限年齢制等への対応について、検討を進めることが必要

第2 勤務環境の整備についての報告

1 総実勤務時間の短縮

- ・ 時間外勤務の縮減について、あらゆる職場で、それぞれの実情に即した実効性のある取組を、適宜、その見直しを行いながら、一層進めていくことが必要
- ・ 特に、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等に取り組む中、特定の職員に過度な負担が生じないよう業務の平準化や業務継続に必要な人員配置等の取組を継続することが必要
- ・ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めるとともに、職員が確実に休暇を取得できるよう配慮することが必要

2 心身両面の健康管理対策

- ・ 病気の予防、早期発見、早期治療につながる取組を進めるとともに、組織的に総合的なメンタルヘルス対策に取り組むことが必要
- ・ 時間外勤務の縮減とあわせて、長時間の時間外勤務を行った職員への医師による面接指導を的確に実施していくことが必要

3 ハラスメント対策

職員に対する指針等の周知や研修等を通じた意識啓発など、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を一層進めていくことが必要

4 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・ 本年、人事院が報告した育児休業の取得回数制限の緩和や不妊治療のための休暇の新設等については、関係法律の改正や国及び他の都道府県の動向等に留意しながら、所要の措置を講ずることが必要
- ・ コロナ禍を契機とした社会全体でのデジタル技術活用の急速な進展などに対応して、テレワークやオンライン会議等の取組を更に推進していくことが必要

第3 人事行政の運営についての報告

1 高齢層職員の能力及び経験の活用

公務員の定年の引上げに係る法改正を踏まえ、本県においても、高齢層職員の本格的な能力及び経験の活用に向けて、定年の引上げが円滑に行われるよう、本県の実情を踏まえた検討を行い、改正法の施行に向け、準備を進めていくことが必要

2 人材の確保・育成等

- ・ 採用試験の応募者が減少傾向にある中、試験制度の見直しや積極的な広報活動の展開など、人材の確保に向け、より実効性のある取組を進めていくことが必要
- ・ 女性職員の計画的な採用・登用等を進めるため、女性受験者の確保や女性職員が政策・方針決定過程へ参画する機会の拡大などの取組を進めていくことが必要
- ・ 障害者の雇用の推進に当たっては、障害のある職員が安心して働き、その能力を十分に発揮できる環境づくりを着実に進めていくことが必要

3 能力・実績に基づく人事管理

組織の活性化や公務能率の向上を図るため、人事評価を適切かつ有効に活用し、今後の定年引上げによる影響や人材育成の観点も踏まえ、能力・実績に基づく人事管理を一層推進していくことが必要

4 公務員倫理

職員一人ひとりが県民全体の奉仕者としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えることが必要

〔参考〕給与改定の状況（行政職）

	月例給 改定額	特別給 増減月	年間給与の 増 減 額	備 考
平成21年	改定なし	△0.35月	△133千円	別に給与減額措置あり
平成22年	638円	△0.20月	△64千円	〃
平成23年	改定なし	改定なし	—	〃
平成24年	改定なし	改定なし	—	〃
平成25年	899円	改定なし	14千円	〃
平成26年	1,734円	0.15月	83千円	
平成27年	1,123円	0.10月	56千円	
平成28年	892円	0.10月	52千円	
平成29年	0円	改定なし	0円	月例給は初任給調整手当の改定のみ
平成30年	716円	0.10月	49千円	
平成31年	74円	0.10月	38千円	
令和2年	改定なし	△0.05月	△19千円	
令和3年	改定なし	△0.15月	△56千円	

(注) 月例給改定額は、各年の4月1日現在の職員1人当たりの額である。

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、公務員には労働協約締結権を含む団体交渉権や争議権が認められないなど、労働基本権が制限されていることの代償の一つとして認められたものであり、人事委員会は、職員から勤務条件に関し、適正な行政上の措置を求める要求があった場合に、必要な審査を行った上で判定を行い、事案の解決に当たるものです。

令和3年度においては、新規事案、継続事案ともにありません。

4 職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況

不利益処分に関する審査請求は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から審査請求があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法・不当であれば、これを取り消し又は修正し、さらに必要があれば是正措置を指示する救済制度です。

令和3年度においては、新規事案、継続事案ともにありません。